

**(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定  
支援業務委託プロポーザル実施要領**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

大矢知地区、下野地区についてはそれぞれ、園舎の老朽化が進んでおり、地区内にある幼稚園、保育園を統合して、新たに認定こども園を整備する予定である。

本委託は、(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の新園舎整備に伴い、必要となる基本計画を作成することを目的とする。

また、基本計画案の策定にあたっては(仮称)大矢知こども園整備検討協議会、(仮称)下野こども園整備検討協議会(以下、「検討協議会」)を設置し、検討を進めていくことを想定しているため、本委託では検討協議会における検討素材の作成及び協議会運営補助等を含むものとする。

(3) 業務内容

別添「(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

**2 委託料(見積限度額)**

限度額 10,000,000円

(消費税及び地方消費税(10%)相当額909,090円を含む。)

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※受託候補者が提案した見積額を基に両者協議の上、本市と契約する。

※提案見積書を提出する際は、見積限度額を超えないようにすること。

(超過した場合は、失格となる)

**3 実施形式**

公募型プロポーザル方式

**4 参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル実施公表の日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 「計画策定・コンサルティング」の業種で、本市の入札参加資格登録業者名簿に登録されている者であること。ただし、プロポーザル実施公表の日において、業種未登録、名簿未登録の場合は、参加意向申出書の提出期限までに三重県市町総合事務組合への登録の申請をし、受理された場合は、登録された者とみなす。
- (2) 本プロポーザル実施公表の日から受託候補者特定の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本プロポーザルの参加申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 過去10年間（契約日が平成26年度～令和5年度のもの）において、市区町村発注の本業務と同様の基本計画策定を、元請として実施した業務実績を有すること。

## 5 募集方法

ホームページ上でプロポーザル実施要領等を公表する。

## 6 契約までのスケジュール

	内容	期日・期間等
1	プロポーザル実施公表の日	令和6年4月10日（水）
2	参加意向申出書受付期間	令和6年4月10日（水）～令和6年4月19日（金）
3	質問受付期間	令和6年4月10日（水）～令和6年4月19日（金）
4	質問回答予定日	令和6年4月24日（水）
5	参加資格審査結果通知	令和6年4月24日（水）
6	企画提案書等受付期間	令和6年4月24日（水）～令和6年5月15日（水）
7	プレゼンテーション	令和6年5月28日（火）
8	審査結果通知	令和6年6月上旬
9	契約締結	令和6年6月中旬

※説明会は開催しない。

## 7 質問及び回答

- (1) 提出方法

質問は、電子メール（参加様式3 質疑書）により受け付ける。

※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は、仕様や審査内容に関係しない軽易なものを除き、受け付けない。

※質問の内容に疑義が生じた場合は質問者へ電話で問い合わせる場合がある。

## (2) 提出期限

**令和6年4月19日（金） 午後5時まで**

## (3) 回答方法

回答については、提出期限までに提出されたすべての質問の一覧表（提案事業者名は無記載）を作成し、令和6年4月22日に、本公募に係る市ホームページにより公表するので、提案事業者は必ず回答を確認すること。

ただし、質問内容によっては、回答予定日前に順次公表する場合がある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑については回答しないものとする。また、他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なう恐れのある質問には回答しない。

## 8 参加意向申出書の提出及び資格審査

### (1) 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、下記のとおり提出すること。なお、参加意向申出書を添付書類と併せて提出しない者は、本企画提案に参加することができない。

#### ① 提出期限

**令和6年4月19日（金） 午後5時まで** ※郵送についても同様。

#### ②提出先

「15 書類提出先」のとおり

#### ③提出方法

**持参、郵送に限る。**

※封筒に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。

※提出期限までに到着したものに限り受け付けるので、期限までに到着するよう余裕を持って発送すること。郵便事故等については提案事業者のリスク負担とする。

※持参の場合、開庁時間（土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時15分まで）内の提出に限る。なお、提出時には書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け付けない。

#### ④参加資格結果

提出書類に基づき、参加資格要件の確認を行い、参加様式2「参加資格審査結果通知書」を提案事業者へ郵送又は電子メールで通知する。

## (2) 提出資料

①参加様式1「参加意向申出書」 ※押印要

②参加様式5 「会社の業務実績」

過去10年間（契約日が平成26年度～令和5年度のもの）において、市区町村発注本業務と同様の基本計画策定を、元請として実施した業務を記載すること。また、業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、「(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」(別紙)を参照の上、**令和6年5月15日(水)の午後5時まで**に企画提案書、その他の提出書類を提出すること。

## 10 プレゼンテーション

企画提案書等を提出し、かつ、その内容が必要な条件を満たしている提案事業者には、企画提案に係るプレゼンテーションの実施を依頼する。プレゼンテーション等の実施時期は、令和6年5月下旬を予定している。各提案事業者の実施日時・場所等、詳細な実施内容については企画提案書等の提出後に伝達する。なお実施日等に関する提案事業者からの要望は原則受けない。

審査方法やプレゼンテーションの実施方法等は、別紙「(仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査要項」による。

## 11 審査結果

受託候補者の決定後、各提案事業者へ提案様式5「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送又は電子メールにより通知する。

## 12 契約の締結

本業務の受託候補者に選定された者は、細部の仕様調整の協議の上、随意契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、契約締結までに受託候補者が失格となった場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点者から順次協議を行うものとする。

## 13 提出書類の取り扱い

- ・ 提出書類は提案事業者へ返還しない。
- ・ 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属するが、法令等に基づき、提案事業者の許諾を得た上で公表する場合がある。
- ・ 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときは、その対象とする。
- ・ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製（当市での使用に限る）することがある。
- ・ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

#### 1 4 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

- ・ 受託候補者決定前：実施要領、企画提案書作成要領、審査要項
- ・ 受託候補者決定後：決定された受託候補者

#### 1 5 書類提出先、問い合わせ、担当課

〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号 総合会館3階

四日市市役所 こども未来部 保育幼稚園課 こども施設再編推進室

T E L 059-354-8137 F A X 059-354-6013

E-mail hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

担当 澁澤

※ F A X、電子メールは、受信を電話で確認すること。

#### 1 6 その他

##### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案事業者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできない。

##### (2) 参加辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加様式4「辞退届」により、担当課あてに提出すること。

##### (3) 失格事項

次のいずれかの事由に該当した場合は、本業務のプロポーザル参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- ア 本プロポーザル実施公表の日から受託候補者特定の日までにおいて、参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 実施要領等で示された、提出期日、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーション審査に、正当な理由なく欠席した場合
  - カ 提案見積書の見積額が、見積限度額を超過した場合
  - キ プロポーザルの総得点が、最低水準（評価点の合計に審査委員数を乗じた点数の5割）に達していない場合
- (4) 提案事業者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 企画提案書等を提出した提案事業者が1者となった場合でも、本プロポーザルでの選定を実施する。